

小田川柳井原地区川づくり検討協議会 傍聴規定

(目的)

第1条 本規定は、小田川柳井原地区川づくり検討協議会（以下、「協議会」という。）の運営に関し、議事を円滑に進めるため、傍聴に必要な事項について定めるものである。

(受付)

第2条 事務局は傍聴人受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴人受付にて住所（居住地の市、又は町名）および氏名を記入するものとする。なお、受付は先着順とし、人数は傍聴席の数までとする。

(協議会の傍聴)

第3条 傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- ① 協議会の撮影、録画、録音をしてはならない。
- ② 発言、私語、談論等を行ってはならない。
- ③ 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- ④ プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
- ⑤ ビラ等の配付を行ってはならない。
- ⑥ みだりに傍聴者席を離れてはならない。
- ⑦ 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- ⑧ 前項のほか、協議会の進行を妨げる等、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

(退室等の措置)

第4条 委員長は、傍聴人が前条の規定に違反した場合には、傍聴人に協議会会場より退室を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

(その他)

第5条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、協議会で定める。

(附則)

この規定は平成29年 2月15日から施行する。